

## 1 規則等の題名

高知県暴力団排除条例施行規則（平成23年高知県公安委員会規則第3号）の一部改正

## 2 根拠法令・条項

地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程等の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第13号。以下「国家公安委員会規則」という。）第8条及び第9条

## 3 規則等の制定日

令和3年7月27日（火曜日）

## 4 結果公示の日

令和3年7月27日（火曜日）

## 5 適用除外条項

高知県行政手続条例第38条第4項第8号に該当

## 6 適用除外の理由

国家公安委員会規則の一部が改正されたことに伴い、当然必要とされる改正であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当

## 7 改正概要

高知県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

## 8 担当課・連絡先

○ 高知県警察本部刑事部組織犯罪対策課

TEL：088-826-0110（内線4552）